



# 調査員の仕事のあらまし

平成25年住宅・土地統計調査で、調査員が行う仕事は、次のとおりです。

8月

8月

## 1. 調査員事務打合せ会への出席

調査活動の内容や調査票の記入方法などについて説明を受け、仕事のしくみと調査員の役割などを理解します。



9月上旬

## 2. 調査地域の確認など

受持ち調査地域の範囲をあらかじめ確認するとともに、受持ち調査区域内の各世帯に調査協力依頼用パンフレットを配布します。

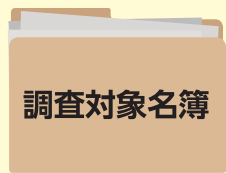


9月

9月中旬

## 3. 調査対象名簿の作成

受持ち調査地域の範囲を確認後、「調査対象名簿」を作成し、市区町村へ提出します。(市区町村において調査世帯を選定します。)



9月下旬  
10月上旬

## 4. 調査票の配布と回収

市区町村から調査対象となる住戸が示された「調査対象名簿」等を受け取り、これに基づいて調査票とその説明書等を各世帯に配布し、記入を依頼します。その後、各世帯を再度訪問して、調査票を回収します。

なお、調査世帯はインターネットにより回答することもできます。



10月

10月中下旬

## 5. 調査書類の検査と提出

自宅で調査書類を検査し、必要な記入を行ってから整理し、定められた期日までに市区町村へ提出します。



平成25年



# 住宅・土地統計調査

10月1日実施

住まいから  
描く日本の  
未来地図



総務省統計局 都道府県・市区町村

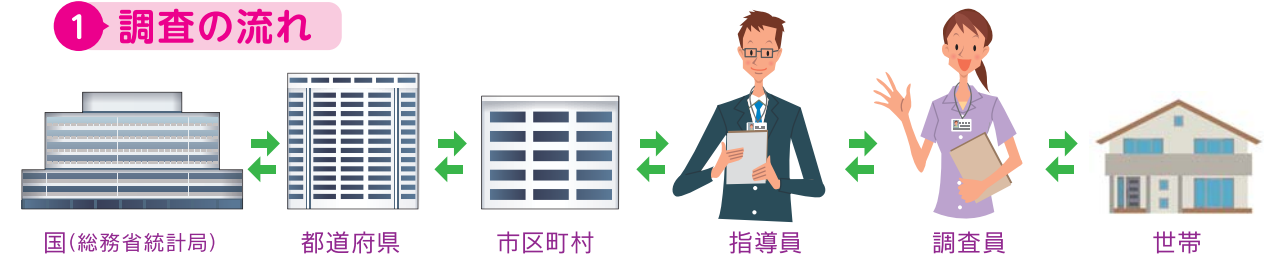
<http://www.stat.go.jp/> 総務省統計局

検索

## 住宅・土地統計調査はこんな調査です

住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は14回目の調査に当たります。この調査は、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

### 1 調査の流れ



### 2 個人の情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない



利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない



適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない

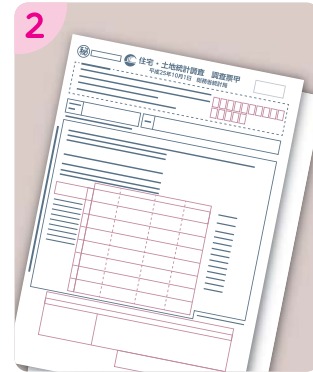


## 管理人の方々などにご協力いただきたいこと

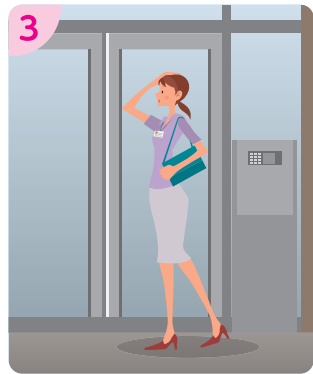
**調査員が、建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。**



1 調査実施に先立ち、調査員が、主に9月以降、調査対象となる地域を確認し、そこに居住している世帯にリーフレットを配布します(調査員は、「調査員証」を携帯しています。)



2 その後、地域内から調査対象に選定された世帯には、9月下旬から、調査票への記入をお願いに再度伺うこととなります。調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。



3 オートロックマンションなどについては、厳重なセキュリティなどにより、調査員が建物内に入ることすら困難なケースも多く、調査が円滑に行われないケースも想定されます。

### → そのような場合

調査員が建物内に入り、世帯にお伺いできるよう、また、当該建物について、居住世帯のない住宅、建物の構造、敷地面積などをお尋ねすることがありますので、管理人・管理会社・管理組合の皆様のご協力をお願いいたします。

また、昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、皆様に居住状況などをお尋ねすることがありますので、同様にご協力をお願いいたします。

## 居住者情報の提供について

**統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものです。**

- 個人情報保護法第23条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。
- 管理人、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。



### 統計法(抄)

第30条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

## どんなことが調査され、どんなことがわかるの?

調査事項は

- ① 住宅・敷地の広さや所有の関係、② 居住している世帯に関すること、③ 住まいの設備状況や住環境などです。

全国、地域別に  
明らかになります

全国・都道府県・市区町村における住宅や世帯、住生活に関する結果を作成します。

調査の結果は

平成26年夏ごろから順次公表する予定です。

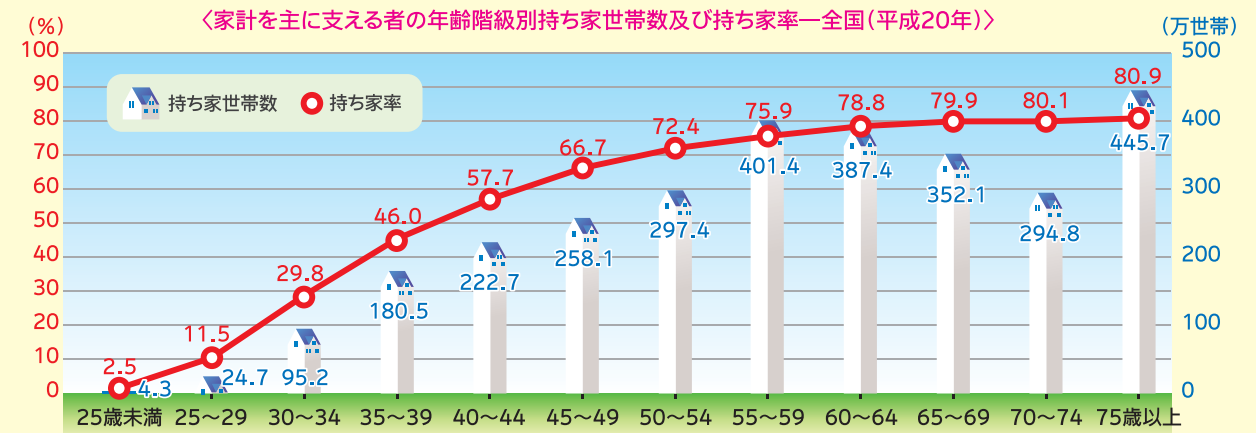


調査結果から

平成20年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

### 30歳代から持ち家率が上昇し、40歳代では半数以上が持ち家に居住

家計を主に支える者の年齢階級別に、持ち家に居住している世帯の割合をみると、年齢が上がるにつれて持ち家率が上昇しています。特に、30歳代で持ち家率が急上昇しており、この年齢層から持ち家の取得が盛んであることがわかります。



### 住宅規模の大きい日本海側の各県

〈1住宅当たり延べ面積—都道府県(平成20年)〉

1住宅当たり延べ面積を都道府県別にみると、富山県が151.37㎡と最も広く、次いで福井県147.99㎡、秋田県139.84㎡、山形県138.06㎡、新潟県133.76㎡と続き、この日本海側の5県が130㎡を超え、全国平均の94.13㎡を大幅に上回っています。

一方、最も狭いのは東京都の63.94㎡で、次いで大阪府74.78㎡、神奈川県76.46㎡と大都市を含む県が多くなっており、住宅規模が大きい日本海側の各県と明らかな対照をみせています。

